

## 品川区すくすく赤ちゃん訪問事業実施要綱

制定 平成27年4月1日 区長決定  
要綱第555号

### (目的)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条並びに第11条第1項及び第2項の規定に基づく保健指導並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の2の既定に基づく乳児家庭全戸訪問事業(以下「すくすく赤ちゃん訪問事業」という。)を実施し、母子に対し、発育、栄養、生活環境および疾病予防等育児上必要な事項について、適切な指導を実施するとともに、異常の早期発見、治療等について助言し、もって育児の万全を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 区内在住の生後4カ月に達するまでの乳児のいる家庭とする。次に掲げる者がいる家庭においては特に重点をおくものとする。

- (1) 第1子および第2子
- (2) 妊娠中に母体に異常があった者、異常分娩の者
- (3) 出生時または、生後に異常のあった者
- (4) その他、区長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、当該家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- (2) すくすく赤ちゃん訪問事業の働きかけを行ったにもかかわらず、同意が得られない場合
- (3) 乳児の入院、乳児の保護者の里帰り等により生後4カ月に達するまでに区内住所地に乳児がいないことが見込まれる場合

### (事業内容)

第3条 すくすく赤ちゃん訪問事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) すくすく赤ちゃん訪問事業の対象となる乳児(以下「対象乳児」という。)の保護者に対して育児に関し必要な保健指導等を行うこと。
- (2) 対象乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うこと。
- (3) 対象乳児の保護者からの養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行うこと。
- (4) 対象乳児の保護者に対して子育てに関する情報の提供を行うこと。

2 すくすく赤ちゃん訪問事業の具体的内容等は、母性、乳児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号厚生省児童家庭局通知)及び乳児家庭全戸訪問ガイドラインについて(平成21年3月16日雇児発第0316001号)に基づき、別に定めるものとする。

### (実施方法等)

第4条 実施方法等は次のとおりとする。

- (1) すくすく赤ちゃん訪問事業は、次の項目に掲げるいずれかの者が対象乳児の家庭を訪問して行うものとする。

ア 区職員

イ 区とすくすく赤ちゃん訪問事業委託契約を締結した者(以下「訪問指導員」という。)ただし、この規定により区とすくすく赤ちゃん訪問事業委託を締結するものは、医師、保健師、助産師等の資格を有する者で、区の研修を終了後、区長と委託契約を締結した者。なお、区長は、訪問指導員に訪問指導員証を交付し、訪問指導の際に必ず携行させること

とする。

ウ その他、区長が必要と認めた者

(2) 次の項目により、必要な対象者を把握する。

ア 出生通知票

イ 電話、口頭、郵便等による連絡

ウ 医療機関からの連絡

エ その他

(3) 時期および回数

ア 原則、生後4か月以内に1回とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(4) 訪問指示

ア 区長は、前記(2)により対象を把握した場合は、速やかに「新生児等訪問指導票(様式第1号)」(以下「訪問指導票」という。)に、出生通知票(写)を添付して訪問指導員に交付する。

イ この指示に基づき、訪問指導員は訪問指導及び電話相談を行う。また、その他必要に応じて区職員が訪問指導を行う。

(5) 記録及び報告

ア 区職員は訪問指導内容を、母子健康管理票に記録する。

イ 訪問指導員は、訪問指導内容を「訪問指導票(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、「新生児・産婦育児相談(訪問)記録票(様式第2号)」とともに、区長に提出し、報告する。

ウ 訪問指導員は電話相談内容を「電話相談票(様式第3号)」に必要事項を記入のうえ、「育児相談実施記録票(様式第4号)」とともに、区長に提出し、報告する。

エ 区長は、前項の規定により記録した書類を母子健康管理票とともに保管するものとする。

(家庭訪問後の支援等)

第5条 家庭訪問を行った者は、対象乳児又はその保護者の疾病その他の異常を発見した場合には、医療機関での受診の勧奨等必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、家庭訪問の結果、継続的支援の必要性が認められる家庭に対しては、別に定める児童虐待防止会議若しくは協議会ケース会議(個別ケース検討会議)を開催し、支援の必要性、具体的支援の内容等を決定し、当該決定に基づく必要な支援を行うものとする。

(研修)

第6条 区長はすくすく赤ちゃん訪問事業の適切な実施のため、従事する者に対して必要な研修を受講させるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定める事項のほか、すくすく赤ちゃん訪問事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から、適用する。